

「PCB 廃棄物特別措置法施行令の一部を改正する政令」が 閣議決定



「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」が平成 24 年 12 月 7 日に閣議決定されました。この政令は、事業者によるポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の処分の期間を平成 39 年 (2027 年) 3 月 31 日まで延長するものです。

これは、現行の処分期間 (平成 28 年 (2016 年) 7 月まで) 内の処理完了が困難であることを踏まえ、今後の処理推進策を検討した上で、新たな処理期限として設定したものです。

(改正の概要)

PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 10 条に基づく事業者による PCB 廃棄物の処分の期間を平成 39 年 3 月 31 日まで延長する。

PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令

改正前	改正後
第 3 条 法第 10 条の政令で定める期間は、法の施行の日から起算して 15 年とする。	第 3 条 法第 10 条の政令で定める期間は、法の施行の日から平成 39 年 3 月 31 日までとする。

当社では、絶縁油中の PCB 分析について多くのお客様からご依頼を頂き、多検体、短納期の体制で行っておりますので、是非お任せ下さい。

資料 2012 年 12 月 7 日付 環境省報道発表資料

衛生技術箇所 五月女欣央